

# 香美市教育委員会定例会会議録

(令和6年10月25日)

招集年月日 令和6年10月18日(金)  
招集場所 香美市本庁舎 2階会議室  
会議の日時 令和6年10月25日(金) 午前9時  
出席者 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 麻由  
欠席者 な し

## 説明のための会議出席者

教育次長	中山 泰仁
教育振興課長	一圓 まどか
生涯学習振興課長	小松 幸春
教育振興課学校教育班長	前田 薫
中央公民館長	植田 佐智
生涯学習振興課文化班長	宇根 由紀

## 職務のための会議出席者

## 会議録署名委員

浜田委員

(開会時刻 午後9時00分)

教育長職務代理者	<p>定刻になりましたので、10月香美市教育委員会定例会を始めさせていただきます。</p> <p>前回の定例会議の会議録について、訂正はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「ありません」という声あり</p>
教育長職務代理者	<p>本日の議事録署名委員が浜田委員さんとなっておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>議案第1号から進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、議案第1号をお願いいたします。</p> <p>議案第1号「香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p>
事務局	<p>こちら一度、7月にご承認をいただいていたものですが、その後、指定管理者と協議をしておる中で、市民向けのサービスを、もう少し条例へ明記して充実させたい、という思いがありまして、少しお時間いただいて再提案とさせていただきました。個人向けの料金設定については、大人1,200円に増額という点は特に変わりありません。変更は、別表料金表の中に「市民」という枠を設けて、個人向けの半額と設定させていただきました。その理由としましては、今回のリニューアルをもって、運営を今後、安定的にしていく為に料金改定しておりますが、ふるさとへたくさんの作品を残してくださった、やなせたかし先生について、市民の方が訪れる割合が現在少なくなっております。市民の方にやなせたかし記念館に足を運んでいただいて、先生の作品に触れていただき、今まで以上に理解を深めていただきたいと思いますということから、市民の方の入館料について、通常半額と設定して、これまでより入館料負担を少なくし、足を運びやすくなるよう減額改定をしたい、ということで提案をさせていただきます。</p> <p>また、料金表の中で、詩とメルヘン絵本館の枠を、今回除いております。これまでも、詩とメルヘン絵本館券だけを購入する方は非常に少なく、基本的には共通券で入られる方が多いんですけれども、現場では皆様への説明が必要なこと、説明をしても足を伸ばしてもらえない、ということで、別途料金が要るようなイメージを持たれるお客様には、事前予約システム、オンライン販売の準備をしております。全国向けにも分かりやすい料金設定とする為に、記念館共通券のみ詩とメルヘン絵本館で、今年度初めから行ってきました。外部作家さんを招いての企画、特別展、巡回展をする場合は、「企画展」という料金枠で、その都度詩とメルヘン絵本館のみの入館料を設定、告知していきたいと思っております。</p>

	大きくは2点、市民向けの設定をさせていただくこと、詩とメルヘン絵本館の設定を除くこと、ここをもう一度ご審議いただきたく、提案させていただきました。よろしくをお願いします。
教育長職務代理者	ありがとうございます。記念館共通年間パスポートの一般の2,300円は、前回提示されたものですね。
事務局	年間パスポートは当初1.5回、元々800円の時に1,500円とさせていただいておりましたが、前回検討の際には、近隣、県内の動向を見たところ、大体2.5回とするケースが多かったところから、その設定としておったんですけれども、今回改めて内部で協議しまして、前回当初設定した時の2回分より、2回足を運ぶと少しお得、という設定のままで残させていただくように、金額を変更させていただきました。
教育長職務代理者	今、提案のとおりです。大きな枠は市民枠というのが出来たと、安くしたという差別化を図っています。いかがでしょう。ご意見ございませんか。
西委員	例えば、市民の人が年間パスポートを買ったとしたら、同じ2,300円？
事務局	年間パスポートは、市民枠というのは設定してございません。今後、動向を見ながら検討をしたいと思います。
教育長職務代理者	ありがとうございます。他には。
浜田委員	これは9月議会には上がってるんですか。
事務局	上がってないです。
小松委員	「市民とは、香美市に住民登録のある者をいう。」は、どのように窓口で確認されますか。
事務局	健康保険証とか運転免許証、マイナンバーカードなどで、窓口で確認作業に対応が出来るという、指定管理者からの意見をいただいて。
教育長職務代理者	他にはございませんか。そしたら、この条例案につきましては、適切であるという意見でよろしゅうございますか。

	「はい」という声あり
教育長職務代理人	ありがとうございました。承認いたします。 それでは、議案第2号をお願いいたします。
	議案第2号「香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理人	複雑な改正になっておるんですが、どうでしょう。
浜田委員	基本的なことですけど、提案理由に2つ上がってます。香北のほうと、料金のほう。ただ、文言の整理がこの中に無いので、最後に言われたことを、提案理由として上げなくちゃいけないですね、此処に。
事務局	そうですね、失礼いたしました。 文言の整理は、それだけを取り上げた条例改正を余りしてなくて、何か改正がある時にくっ付けて、ついでに文言整理をするケースが多々ございまして、今回のケースは権限者の書き方、本来の権限者にするというものですので、提案理由にまでは上げておりませんでした。失礼しました。
浜田委員	一応書いてないと、何時こう変わったか分からないので。本来、それが行政的に瑕疵あるので直すだけのことだから、理由に上げないというのはやっぱりおかしい。理由があって、初めて条文というのは変わってくるので、一応3つ目に上げてください。
事務局	はい。
教育長職務代理人	私も一つ。これ、赤字の部分が改正の部分ですね。
事務局	はい、改まったところを赤字にしております。
教育長職務代理人	香美市立公民館設置条例と、一番最後に館長さんが上げてくれた条例がありますよね、此処にね。それは例えば、香美市立新改北部構造改善センターの設置及び管理に関する条例とかですね、そういったものを参考、何と云うか、参考事例ですよ、これは直接関係ないんですよ。

事務局	はい。ないんですけども、こちらの料金に合わせました。
浜田委員	いや、今までは関係あったんですか。両方が併合されて、施設管理者のほうで、要は料金を設定されて、けどそこは公民館になってたと。それで料金は、施設管理者が設定した金額になってたわけですね、使用料とか貸館料。
事務局	違います。
浜田委員	違いますか。
事務局	施設を設置した農林課所管の施設に、地区公民館も載っているんですけども、公民館設置条例で、施設の料金設定とは異なる金額を定めていたので…
教育長職務代理人	合わせたと。
事務局	そうです。元々の施設の料金に合わせたと。
教育長職務代理人	なかなか難しい。要は暁霞を廃止したんだと、だから香北地区に改めるんだと。
事務局	はい。香北地区公民館に。
教育長職務代理人	あとは地教行法の第21条に規定する、教育委員会の権限があるので、それを館長でなくて教育委員会に移ったと。料金については、これは市長が定めるもので、市長の権限に改めたということですか。
事務局	権限に関しましては、事務委任されたところが、決裁なりするんですけども、条例とか例規とかに謳う時には、事務委任された者ではなく、元々の権限者をもって条文に謳うというのが一般的なので、そちらに改め直したということ。料金設定につきましては、異なる料金設定があれば混乱の元ですし、そもそも公民館にお金を払いに来ておまして、公民館の設定料金が高いんです。その高い料金をいただいておりますので、それはさすがにいけないということで、本来公民館ではない施設でもあるわけですので、元々の施設の料金に改正する。それと、規定している部屋の数も違っておまして、公民館設置条例で謳っていたのは、どの地区公民館も一律に、大会議室と小会議室しか謳っておりませんでした。ですが、その施設には集会施設があったり、調理実習室があったり、会議室が幾つかあったりとしておりますので、それらを一律に大会議室、小会議室と分

	<p>けても分からないということもあって、その部屋も合わせるようにしました。ただし、農林課所管の条例も作ってからほとんど触ってなくて、既に貸すことの出来ないお部屋も載っております。で、もう物置になって、貸し館が出来ないというようなお部屋とかは、今回の条例からは外しております。</p>
教育長職務代理者	<p>ということですが、どうでしょう。整理をしたということですね。</p>
浜田委員	<p>総務課の法規とは、ちゃんとすり合わせをして最終的に、なかなか細かいことなので。</p>
事務局	<p>はい、そうして此処へ上げております。で、規則と他のは間に合いませんでした。済みません。なので、11月か12月にはまたお諮りいたします。</p>
教育長職務代理者	<p>今、提案があった件ですが、意見としてどうでしょうか。</p>
小松委員	<p>いいと思います。</p>
教育長職務代理者	<p>じゃあ適切であるということで、意見としてよろしく願いいたします。それでは、引き続きまして、議案第3号をお願いいたします</p> <p>議案第3号「香美市就学援助事務取扱要領の一部を改正する告示について」</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
教育長職務代理者	<p>就学援助費関係の改正です。若干の改正ですね。いかがでしょうか。</p>
浜田委員	<p>提案理由の「その他微調整を行う。」というところですが、もしあんまり大したことが無ければ、もう提案理由から削除してもいいんじゃないかなと思っただけです。よく見つけることが出来なかったのです。</p>
事務局	<p>今日、担当が体調不良で休んでおりますので、どういった思惑で、というところを確認してないんですけれど。</p>
教育次長	<p>新旧で言うと、欄外の「(※裏面の「申請上の注意」をご確認下さい。」から、裏面に移って「(申請上の注意)」、この部分の削除を指すのかもしれませんが。</p>

事務局	これは結局、別の文書で保護者の方にはお渡ししてしますので、注意書きを。それをここから除けた、ということかもしれません。だと思います。
浜田委員	これは別に無くても、何ら問題、注意されることも無いので。
教育長職務代理人	これ、旧ですからね。もう省いてかまんでしょう、削除したら？
事務局	じゃあ、もう省きます。
教育長職務代理人	他にご意見ありませんか。 それでは、この議案第3号は承認をいただきますけどよろしいですか。
	「はい」という声あり
教育長職務代理人	承認いたします。ありがとうございました。 次に、第4号に行きます。お願いします。
	議案第4号「通学区域（校区）外通学について」  (議案第4号は非公開審議案件)
教育長職務代理人	議案第5号をお願いいたします。  議案第5号「区域外就学について」  (議案第5号は非公開審議案件)
教育長職務代理人	議案第6号をお願いいたします。  議案第6号「県費負担教職員の私用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する告示について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理人	提案のとおりです。同居、別居は問わないということに改めたということですが、ご異議ございませんでしょうか。

	「はい」という声あり
教育長職務代理者	<p>異議ありませんので承認いたします。</p> <p>それでは、議案はこれで終了いたしました。続きまして、報告第1号をお願いをいたします。</p> <p>報告第1号「一時体験入学について」</p> <p>(報告第1号は非公開案件)</p>
教育長職務代理者	<p>これで提出議案は全て終了いたしました。10月の教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>(閉会時刻：午前9時44分)</p>